

宿泊約款

第1（適用範囲）

1. 当施設がお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則（以下『利用規則』といいます。）の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとしします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとしします。

第2（宿泊契約の申込み）

1. 当施設に宿泊契約の申込み（宿泊予約）をしようとする方は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) お客様の指名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) お客様の連絡先（携帯番号） 法人利用の場合会社名・会社連絡先
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 前項に基づき当施設に申出のあった内容に変更を生じた時は、変更後の内容を速やかに当館に申し出ていただきます。
3. お客様が、宿泊中に第1項(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みとさせていただきます。

第3（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立いたします
 - (1) 企業契約の場合（宿泊契約書）の申込書が到着後、宿泊契約の成立とさせていただきます。
2. 前項により宿泊契約が成立したときは、基本：当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊当日、現金またはカードにてお支払いいただきます。
尚、振込の場合、宿泊日2日前までに、当施設の指定口座にお振込みいただきます。
3. 次の各号に定める事由が生じたときは、当施設は、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし『宿泊契約』は、その効力を失います。
 - (1) 前項の宿泊料金項の定めにより宿泊開始前または当施設が指定した期日までにお支払いがない場合
 - (2) 宿泊契約書前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、連絡がとれない場合
 - (3) 当施設からの連絡を拒否されたとき

第4（宿泊契約締結の拒否）

1. 当施設は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室により客室の提供ができないとき
 - (3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由の場合
 - (4) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者である場合
 - (5) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (6) お客様が、伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき
 - (7) 宿泊に関し社会通念上正当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められた場合
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊出来ない場合
 - (9) 宿泊しようとする方が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、当施設の運営を阻害するおそれがある場合、又は他のお客様もしくは当施設の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (10) お客様が、心身の不調が明らかに認められる状態である場合
 - (11) 保護者の許可のない未成年者のみ宿泊
 - (12) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき
 - (13) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき
 - (14) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき

第5（お客様の契約解除権）

1. お客様は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます
2. お客様が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第2①に掲げるキャンセル料をお支払い頂きます。（法人の場合 要確認）
3. お客様が連絡をしないで宿泊当日の到着予定時刻になっても到着しない場合、当施設はその宿泊契約はお客様により解除されたものとして処理すること出来るものとします

第6（当施設の契約解除権）

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります
 - (1) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又

はその関係者であるとき

- (2) お客様が、当施設内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき
- (3) お客様が伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき
- (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められるとき
- (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (6) 客室で寝タバコ・禁煙室での喫煙・当館指定喫煙所以外での喫煙・消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障をおよぼす行為をしたとき
- (7) 宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき
- (8) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。
- (9) この約款又は当施設の利用規則に違反したとき
- (10) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき

第7（宿泊の登録）

1. お客様は、宿泊日当日、当施設の受付において次の事項を登録頂きます。
 - (1) お客様の指名・住所・携帯番号
 - (2) その他、当施設が必要と認める事項

第8（客室の使用時間）

1. お客様が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の定めにかかわらず、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることがあります。但し、出発予定日のチェックイン時刻を越える場合 1泊分の宿泊料金を申し受けるものとし、到着日のチェックアウト時刻前からの使用についても同様とします。
3. お客様が客室を使用できる時間内であっても、当施設は、安全及び衛生管理、その他当施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

第9（利用規則の遵守）

1. お客様は、当館内においては、当施設の利用規則に従っていただきます。

第10（営業時間）

1. 当施設内の各種施設等の営業時間は、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック

等でご案内いたします。

2. 前項の施設等の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

第 11 (料金の支払い)

1. ご宿泊料金等の支払いは、お客様の到着の際または当施設が請求したとき受付において、現金または、クレジットカードにてお支払いいただきます。

第 12 (貴重品の取扱い)

1. 貴重品または現金の保管は、お客様の自己管理となり当施設では一切の責任を負いかねます。

外出の際は、必ず貴重品をお持ちいただきお部屋の施錠を行ってください。

また短時間でもお部屋を開ける場合も同様の対応を行ってください。

尚、貴重品以外の携帯出来ないパソコン・タブレット等の物品は、バック等に入れ人目に付かないように保管するなど保管には十分注意してください。

※お食事の際、お布団を敷かせていただきますので、貴重品は金庫にお入れいただくか、食事処にお持ちくださいませ

第 13 (別館大浴場利用時の貴重品・手荷物管理・その他)

1. 別館大浴場を利用される場合、ルームキーは受付にお預け頂くか、貴重品類と一緒に浴室外ロッカーを使用し保管ください。

必ずロッカーの施錠をしてその用法に従って収納していただくものとします。

2. ルームキー及び貴重品を脱衣かごに入れたまま入浴する等、第 1 項に従った対応をしなかったことにより、盗難もしくは第三者がルームキーを不正利用したことによって生じた損害について、当施設は責任を負いかねます。

3. 万が一、お部屋の鍵・金庫の鍵を紛失した場合には、取り替え又は鍵の作成に要する費用をご請求させていただきます。

(紛失した鍵の使用によって生じた損害について、当ホテルは一切責任を負いません。)

第 14 (お客様の手荷物又は携帯品の保管)

1. お客様の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設に連絡があり、これを了解した時に限り、保管するものといたします。

尚、管内に保管できない荷物につきましては、屋外保管となり当施設は責任を負えないものとします。

2. お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れた場合、当施設は原則として発見日から 7 日間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、貴重品のみを最寄りの警察署へ届けるものとします。尚、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までに連絡がない場合には、処分させていただきます。

第 15 (駐車場について)

1. お客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は駐車場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。各自、自己責任においてご利用ください。

第 16 (お客様の責任)

1. お客様によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他お客様の責任に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機械の喪失その他の損害を被ったときは、お客様に当施設が被った損害を賠償していただきます。

第 17 (約款の改定)

1. この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

キャンセル規定 キャンセルについて

一人当たりの料金

- 3 日前 宿泊料金の 30%
- 2 日前 宿泊料金の 50%
- 1 日前 宿泊料金の 70%
- 当日 宿泊料金の 100%
- 無連絡キャンセル 宿泊料金の 100%

予約金 要

特別日

年末年始(12/31 ~ 1/1)

その他 八代で毎年行われる全国花火大会

補足：特別日に関しては要問合せ

利用規則

当施設は、お客様に安全・快適なご利用を頂くためと施設の持つ公共性を保持するため宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。

この規則に違反したときは、宿泊約款の規定により宿泊契約を解除することがあります。

1. 当施設内での次に定める行為は固く禁止しております。

- (1) 暖房用、炊事用の火器及びその他の電化製品の使用
- (2) ベット、その他の火災が発生しやすい場所及び当施設所定の場所以外での喫煙
- (3) 騒音・喧騒行為・異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
- (4) 次に定める物品の持ち込み
 - (ア) 動物、鳥類等
 - (イ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
 - (ウ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
 - (エ) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
 - (オ) 著しく多量もしくは重量のある物品
 - (カ) 悪臭・騒音を発するもの
 - (キ) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
 - (ク) 当施設内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
 - (ケ) その他当施設が客室への持ち込みを禁止することとした物品
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
- (7) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
- (8) 客室以外の場所での所持品の放置
- (9) 客室以外の施設（事務所・厨房・倉庫等）への立ち入り
- (10) 当施設が許可する施設以外から飲食物等の出前・マッサージ等のデリバリー
- (11) 浴室内及び大浴場での染毛・漂白剤等の使用または排便・嘔吐等は禁止
- (12) 浴室内でお香などを焚く行為
- (13) 営利を目的とした活動
- (14) その他、当施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為
- (15) 客室点検・清掃業務を妨げる不快に感じる荷物または商品の持込

2. 客室内での次に定める行為は固く禁止しております。

(1) 外来者との客室での面会

※但し、施設スタッフの了承が得られた場合のみ面会可能とし午後 21 時までとし午後 22 時以降を経過した場合、宿泊とみなし、その超過利用分を請求致します。

(2) 契約人数を超えての客室利用は、原則禁止致します。

※申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。